

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地方自治体にとっても、住民の人権擁護のための重要な課題です。

しかし、現在の法律の規定では、再審の手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審に関する判断基準が裁判体によって異なるため、結果として再審の判断にばらつきが生じることにより、長期間放置されていたり、予告なく再審請求棄却が送達されるなど、いわゆる再審格差が生じ、公平性が確保できていません。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁が保有する有力な証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者救済の大きな原動力になってきましたが、こうした証拠の保存や開示の判断も裁判官や検察官の裁量に委ねられているため、再審格差を招く一因となっています。

さらに、再審の開始が決定されたにもかかわらず、検察官がこれに不服申立てを行い、審理が長期化するなど、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

再審請求手続は、数十年の長期に及ぶこともあり、多くの冤罪被害者が高齢となる中、もはや一刻の猶予もなく、速やかな法令改正が必要です。

よって、国においては、冤罪被害者を迅速に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定を改正するよう求めます。

- 1 再審請求の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察の不服申立てが容易に行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 2 4 日

三 原 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内閣総理大臣

総 務 大 臣

法 務 大 臣 あて